

静岡市規則第33号

静岡市蒲原プール条例施行規則をここに制定する。

令和 17 年 3 月 28 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市蒲原プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市蒲原プール条例（平成18年静岡市条例第182号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市蒲原プール（以下「プール」という。）の利用の許可を受けようとする者は、備付けの入場者名簿に所定の事項を記載することにより申請しなければならない。

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、プールの利用を許可せず、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すものとする。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 小学校の就学の始期に達していない者で、付添人のいないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第4条 プールの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。